

「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の 証明による被扶養者認定の取扱いの恒久化について

○認定中の被扶養者で毎月の収入が変動する者の場合

3ヵ月平均の収入確認時に108,334円※以上の場合であっても、それが「一時的な収入変動のケース」に該当する場合は、本人確認において、引き続き被扶養者認定を可能とします。

なお、本組合が収入確認を行うのは、毎年行う被扶養者資格確認届書の調査時となります。

※19歳以上23歳未満（配偶者は除く）の者は125,000円、60歳以上または障害年金等の受給者は150,000円

一時的な収入変動のケース（引続き被扶養者認定が可能）
① 当該事業所の他の従業員が退職（休職）したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
② 当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
③ 突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

一時的な収入変動のケースにあてはまらないもの（取消手続きが必要）
① 基本給が上がった場合
② 恒常的な手当が新設された場合